

議員提出議案第1号

後期高齢者医療制度の4月実施の中止を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成20年3月11日

提出者 上 原 しのぶ

賛成者 宮 内 正 巖

〃 浜 田 佳 資

後期高齢者医療制度の４月実施の中止を求める意見書

政府が２００８年４月から７５歳以上の高齢者を対象に実施しようとしている「後期高齢者医療制度」に対して、国民の中に、不安と怒りが急速に広がっている。それは、この制度が実施されれば高齢者の暮らしと健康保持に重大な影響を及ぼすことが必至だからである。

１９６１年４月に始まった国民皆保険制度は、その後、高齢者の窓口負担を無料にする制度を発足させるなど、憲法２５条の精神に則った施策が進められてきた。しかし、その後「負担なければ給付なし」の考えが導入され、医療費、介護保険料、地方税の負担増、入院の制限や施設入所へのホテルコストの強制、年金の目減りなどの施策の結果、高齢者の生活の不安は、かつてなく高まっている。このような状況の中で「後期高齢者医療制度」の導入は、高齢者の納得を得られない以下のような重大な問題を抱えている。

- １ ７５歳以上を区分した保険制度は、諸外国にも例を見ないものであること。
- ２ 平均８３，４００円を年金から天引きすることは、高齢者に一層の負担を強いること。
- ３ 保険料の２年ごとの見直しは、保険料総量の中で維持される制度であることとの関係で、高齢者の負担増につながる可能性が強い。
- ４ 従来は７５歳以上の高齢者に発行されていなかった資格証が、後期高齢者医療制度では発行されることになり、高齢者に一層過酷なものである。
- ５ 「高齢者担当医」制、「包括医療」など、医療抑制に繋がる内容を含んでいる。

以上の理由から「後期高齢者医療制度」については、中止・撤回することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２０年３月 日

生 駒 市 議 会